

[sse.or.jp](https://www.sse.or.jp)

札幌証券取引所について | 札幌証券取引所

ごあいさつ



札幌証券取引所 理事長小池 善明

札幌証券取引所は、1950年(昭和25年)4月より、多くの方々に支えられて、北海道経済の成長と資本市場の発展にその役割を果たして参りました。

札幌証券取引所では、本来の活動目的である、株式等の発行市場・取引の公正性の確保、流通の円滑化を通じて公正な価格形成等を図り、投資者の保護に資する活動のほか、次の指針を掲げ活動しております。

1. 株式市場への上場促進

経済の成長・発展のためには、企業が増えていかなければならないところです。

企業を育て、上場して、更に成長して頂けるよう活動しております。

2. 企業を支える投資家を育てる

個人投資家向けのセミナーの実施、また“貯蓄から資産形成へ”のスローガンのもと、

株式以外の商品のバリエーションを広げ、より市場を利用して頂ける環境づくりを図って参りま

す。

3. 投資家と企業を結び付ける市場の育成

金融・証券の情報発信基地として、情報の受発信を活発化して行きます。

指針を踏まえての活動といたしましては、

① 道内企業に対して、将来を見据えた人材確保や知名度アップのための新規上場による公開企業化と

企業成長を促すため、これに対応した各種セミナー活動や企業成長のための勉強会、上場制度の見直しのための研究会などの活動を活発化させています。

② また一般投資家の皆様への情報提供として、適宜ホームページを見直しリニューアルして個人投資家向けIR、資産形成セミナーなどを外部団体とも協調して開催、配信しております。

③ その他今後も当面はリアル活動の制約の中でもWEBの活用拡大などを図り、取引所の「情報の受発信機能」を一層充実してまいりたいと思っております。

これからも北海道経済の発展を支える経済インフラの一つとして、引き続き歩みを進めて参る所存です。

今後とも皆様のご支援とご協力のほど何卒お願い申し上げます。

札幌証券取引所 概要

名称

証券会員制法人 札幌証券取引所

代表者

理事長 小池 善明

理事等役員

会員外理事(4名)

会員理事(5名)

会員監事(2名)

常任理事(1名)

所在地

〒060-0061

札幌市中央区南一条西5丁目14番地の1

連絡先

■TEL 011-241-6171(代表) ■FAX 011-251-0840(総務部)

会員証券会社数

19社

上場会社数

58社(本則市場49社:うち単独上場会社:9社、アンビシャス:9社:うち単独上場7社)

売買立会(取引)時間

■前場 9:00～11:30 ■後場 12:30～15:30

(立会取引のほかに、立会外取引制度もあります。)

アクセスマップ

〒060-0061札幌市中央区南一条西5丁目14番地の1■地下鉄南北線・東西線・東豊線「大通」駅1番出口(昭和ビル)から徒歩2分

札幌証券取引所のご紹介

札幌証券取引所は、1949年(昭和24年)に設立され、翌年4月から会員17社をもって、取引が開始されました。

取引所の役割の一つは、上場有価証券の売買取引を行うための市場です。公益・投資者保護の観点から、取引の公正な価格形成と円滑な流通を図ることを目的としております。また、企業が発行する株券・社債等の上場申請を受け、これを審査し、市場へ上場していきます。

札幌証券取引所は、企業の資金調達等が円滑に行えるよう上場審査基準の緩和を図るなど、新規上場の促進に努めています。

そのほか、上場企業の重要情報の適時適切な開示(ディスクロージャー)、あるいは、売買にかかる相場情報の公表を証券会社、報道機関等へ迅速に伝達しています。

これからも「使い勝手のよい市場」を目指し、制度改革、システム改革に取り組んでいきます。

以下、「取引所の役割」、「組織・会員・機構」、「有価証券の上場と管理」などについて、ご説明します。

1.取引所の役割

企業は、事業活動を続けるための資金を広く一般から調達するために、株式や債券を発行しています。

これらの株式や債券に投資した人は、いつでも適正な価格で換金できることを望みます。しかし、自分で相手を探すことは非常に困難なので、証券会社に委託して公正な価格で売買を行ってもらいます。

取引所は、これら有価証券の売買等を行うために必要な市場を開設し、公正な価格の形成と円滑な売買ができるよう市場の運営と管理を行い、公益と投資者の保護をはかっています。

全国には、東京、名古屋、福岡、札幌の4か所に証券取引所がありますが、札幌証券取引所は、北海道を中心に有価証券の売買取引等の流通市場として機能し、地域産業振興と国民経済の発展に大きく寄与しています。

2.沿革

沿革PDFは[こちら](#)

3.会員・機構組織

札幌証券取引所は、金融商品取引業者を会員とする会員組織の法人です。

金融商品取引法に基づき免許をうけて設立され、業務運営についても内閣総理大臣等の監督をうけています。

札幌証券取引所の最高の意思決定機関は会員総会であり、また取引所の業務の運営方針は理事会で決定します。

理事会は、理事長、会員から選ばれる会員理事、会員以外から選ばれる会員外理事及び常任理事によって構成され、公正を旨として運営されます。

機構組織図PDFは[こちら](#)

4. 有価証券の上場と管理

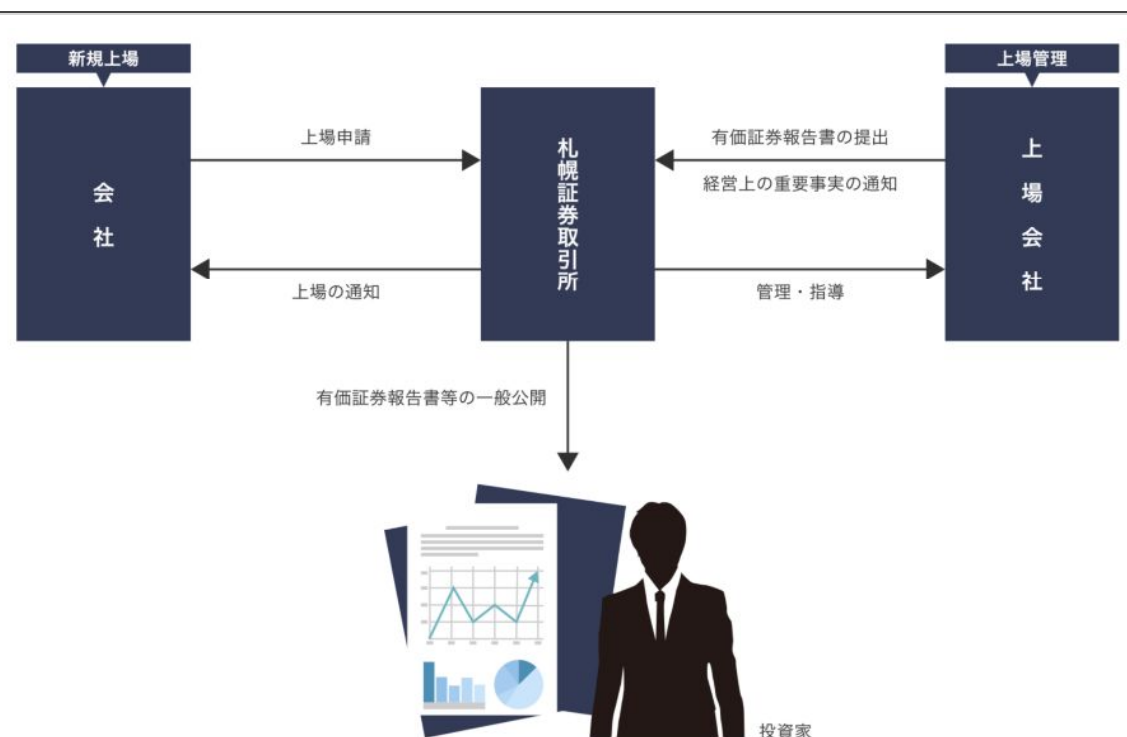
取引所で売買取引が認められた有価証券を上場有価証券と呼びます。

有価証券の上場は、有価証券の発行者から上場申請が行われると、公益、投資者保護のため必要かつ適当であるかに重点をおいて総合的に審査を行います。

取引所が上場の承認を行ったときは、その旨を内閣総理大臣等へ届出します。

取引所は、投資者が適切な投資判断を行ううえで必要な情報を、適時、正確かつ公平に提供するため、タイムリーディスクロージャー(会社情報の適時開示)に努めています。上場会社から毎事業年度の業績・財産状況などを詳しく記載した有価証券報告書の提出や、その他有価証券の投資判断に影響を与える重要な会社情報の報告をうけ、広く一般の閲覧に供したり、報道機関を通じてその周知をはかるなど上場有価証券の管理に万全を期しています。

■上場・管理概図



5. 売買と決済

売買の方法は、公正を図るため、競争売買によります。

売り注文については、最も低い値段の注文が他の注文に優先し、買い注文については、最も高い値段の注文が他の注文に優先します(価格優先)。同じ値段の注文であれば、最も早く市場に出された注文が他の注文に優先します(時間優先)。

取引所では、平成15年1月14日決済分より、取引所の有価証券の決済に係る業務を、株式会社日本証券クリアリング機構に移管しました。

平成12年8月からは、札幌証券取引所の単独上場銘柄にかかる売買の立会場(場立制度)を廃止し、「システム売買」に移行しました。なお、平成19年11月からは、CBを除く重複上場銘柄についても、「システム売買」に移行しました。

6. 有価証券の売買管理

有価証券の売買価格は、一口に言えば需給関係により決まりますが、企業の業績や政治経済の動向などが複雑にからまって動きます。

取引所は、投資者保護のため、有価証券が公正な値段で取引されるよう、売買内容を厳しく見守るとともに売買が円滑に行われるよう管理しています。

※当社ホームページへのリンクにつきましては、事前にお問い合わせ先までご連絡お願い致します。

札幌証券取引所の見学について

1階正面玄関内に設置しております「インフォメーションボード」は、どなたでもご自由に閲覧・資料をお取りいただけます。札幌証券取引所や上場会社・会員証券会社などに関する様々な情報を提供させていただきます。

金融商品取引法、上場規程等に基づいて札幌証券取引所の上場会社から提出された、有価証券報告書、有価証券届出書をご覧になりたい方は、閲覧コーナーをご利用下さい。

また、コピーもご利用いただけます。(有料・セルフサービスです。)

【閲覧時間】 ■9:00～11:30 ■12:30～16:30

団体での見学は、事前に予約が必要です。お電話にてお申し込みください。(ただし、立会売買はシステム化されており、セキュリティ確保の観点から、その状況の見学はお受けできず、大会議室でのスライド説明のみとなりますことをご了承ください。)

<※当分の間、見学の受け入れを停止いたします>～新型コロナウイルス感染症拡大防止のため～

お申し込み方法

お申し込みは、本所総務部に連絡願います。

- 月～金 9:00～17:00(祝日を除く)

TEL.011-241-6171

- メールでのお問い合わせをご希望の方は下記から

[お問い合わせフォームはこちら](#)